

健康保険 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届

◎この届出を提出する場合は必ず「共通記載欄」にご記入ください。尚、変更届・終了届の場合は、新規申出でご記載の内容を再記入して下さい。

事業所記号

常務理事	事務長	課長	係長	係員

共通記載欄	被保険者整理番号	被保険者氏名 (フリガナ)		個人番号(マイナンバー)									
	被保険者生年月日		出産予定年月日				種 別						
	○ 昭和 年 月 日		令和 年 月 日				※出産予定の人数が双子以上の場合は、「多児」を選んでください。 ○ 単児 ○ 多児						
	産前産後休業開始年月日		産前産後休業終了予定年月日										
	令和 年 月 日		令和 年 月 日										
	◎この申出書を出産後に提出する場合のみ『出産年月日』、『新生児氏名』をご記入ください。												
	出産年月日		※新生児氏名(フリガナ)				備 考						
	令和 年 月 日		氏 名										

◎出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A 変更	変更後の出産(予定)年月日		変更後の種別	
	令和 年 月 日		○ 単児 ○ 多児 ※出産予定および出産した人数が双子以上の場合は、「多児」を選んでください。	
	産前産後休業開始年月日		産前産後休業終了年月日	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	

◎予定より早く産前産後休業を終了した場合
※必ず共通記載欄も記入してください。

B 終了	産前産後休業終了年月日		
	令和 年 月 日		

提出者記入欄	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
	事業所所在地	〒 - -	
	事業所名称		
	事業主氏名		
	連絡先	TEL - -	

社会保険労務士の提出代行者記入欄		
TEL - -		

受 付 印

※新生児を被扶養者とする時は別途「異動届」の提出が必要です。

- ・産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- ・この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A変更」欄に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変更になります。
- ・産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B終了」欄に記入)を提出してください。
- ・保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

この申出書は、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)～産後56日の間に、妊娠または出産(妊娠85日目以降の早産・死産・流産・人工妊娠中絶含む)を理由とした産前産後休業を取得した場合に提出していただくものです。

<産前産後の算定基準>

- ・予定日より前の分娩は、「分娩日から」/予定日を過ぎての分娩は、「予定日から」になります。
単児＝産前42日～産後56日(計98日間)/多児＝産前98日～産後56日(計154日)…分娩日は産前に含まれます。

<産前産後休業と育児休業等の関係>

- ・「保険料免除」は、育児休業等よりも、産前産後休業が優先されます。
現在、育児休業期間中の場合、この申出書により自動的に「育児休業の終了」となるので、別途届出は不要です。

<使用者(役員、経営担当者等)の場合>

- ・使用者(役員、経営担当者等)でも、この申出書の届出は可能です。
育児休業等の取得の申出は、原則できませんのでご注意ください。

記入方法

【共通記載欄】…必ず記載してください

事業所記号	: 事業所記号を記入してください
被保険者整理番号	: 被保険者整理番号を記入してください。
被保険者の氏名(フリガナ)	: 住民票に登録されているものと同じ氏名・フリガナを正確にご記入ください。
個人番号(マイナンバー)	: 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
被保険者生年月日	: 該当する年号を選択して、生年月日を記入してください。
出産予定年月日	: 出産後に提出する場合も、「予定年月日」はご記入ください。
種別	: 出生児の予定が1人の時は「単児」、2人以上の時は「多児」を選んでください。 出産後の場合は出生時の人数で、該当する方を選んでください。
産前産後休業開始年月日	: 上記枠内<産前産後の算定基準>参照 「産前」は出産予定日を含め、単児＝42日、 多児＝98日の範囲内で、土日祝祭日を含めて欠勤の年月日をご記入ください。
産前産後休業終了年月日	: 上記枠内<産前産後の算定基準>参照 「産後」は出産日(予定日)の翌日から56日間の 範囲内です。出産前に予定日で届出の場合は、出産後に変更届をご提出ください。
出産年月日	: 新生児の生年月日を記入してください。
新生児の氏名(フリガナ)	: 出産後の場合には、子の氏名を住民票に登録されているものと同じ氏名・フリガナで正確に記入して
備考	: 多児の場合に新生児氏名等を追加記入してください。

【A変更】

変更後の出産(予定)年月日	: 出産予定年月日の変更の場合は、変更後の出産予定年月日を記入してください。 出産後の再届出の時にはその出産年月日を記入して下さい。
変更後の種別	: 新規申出に変更があった場合、変更後の種別を選んでください。 出生児が1人の場合は「単児」、2人以上の場合は「多児」になります。
産前産後休業開始年月日	: 変更後の「産前」の開始年月日を記入してください。
産前産後休業終了年月日	: 変更後の「産後」の終了年月日を記入してください。

【B終了】

産前産後休業終了年月日	: 届出よりも前に就労を開始した場合は、就労した日の前日の年月日を記入してください。
-------------	--